

平成29年度岡崎市食品衛生監視指導計画に対する意見・要望

No.	大項目	項目	区分	提出者	頁	意見・要望	本市の考え
1	第2 目的		要望	団体	2	食品は人が生きていく上で必須のものであり、食の安全の確保は生命の安全の確保と同意義であります。食品衛生行政の権限を十分に発揮し、市民の健康保護のための積極的な対応をお願いします。	食品衛生法の目的に則り、更なる食品の安全性を確保及び市民の健康の保護に努めます。
2	第3 実施体制	1 監視指導の実施	要望	団体	3	実施体制において、地域に根ざしたきめ細やかな監視指導を実施するために当協会との連携について記載があります。当協会においても、食品営業許可更新調査、食品衛生講習会、食品衛生月間及び食品衛生相談、検便実施調査、食品衛生優秀店認定等の各事業を推し進めてまいります。変わらぬご支援ご協力をお願いします。	地域に根ざした指導を行うためには、地元の食品事業者からなる食品衛生協会の支援が必要です。情報交換を積極的に行い、より一層の連携体制の強化を目指します。
3			要望	団体	3	食品への異物混入事例を始め、ノロウイルスによる食中毒の発生と全国的には食の安全・安心を脅かす事例が発生しております。本市において食の安全・安心を脅かす事例が発生した際には、機動特別監視担当の迅速かつ機動的な対応期待いたします。今後の更なる実施体制の充実強化についてご検討ください。	食の安全・安心を脅かす事例が発生した際には、機動特別監視担当の迅速かつ機動的な対応をいたします。また、更なる実施体制の充実強化を目指します。
4		5 農林水産部局等との連携体制	要望	団体	5	27年度から施行され、生鮮食品については、28年10月より新基準となり、加工食品・添加物については平成32年3月31日までが経過措置期間にある食品表示法については、消費者にとっても事業者にとっても分かりやすいものとなるよう、その円滑な運用に向け、関係部局と連携を図るようお願いします。	関係部局と連携を図り、講習会の開催やリーフレットの作成などにより、食品表示法の円滑な運用に努めております。
5	第4 監視指導	1 共通監視指導事項 4 許可を要しない食品製造施設等の監視指導	要望	団体	6・10	平成27年4月の条例改正は公衆衛生上講ずべき措置の基準へのHACCP方式の追加、消費者からの苦情による健康被害の報告の範囲の拡大、許可を要しない食品取扱施設の届出制の義務化等、どれも食の安全を守るためには大切な内容であると考えます。食品営業施設等への周知の徹底をお願いします。	HACCP方式の追加、消費者からの苦情による健康被害の報告、許可を要しない食品取扱施設の届出制の義務化については、改正後の条例の規定に基づき、監視指導の強化及び周知の徹底を図っております。
6		3 監視指導実施計画	要望	団体	7	年間の監視指導予定件数は、許可施設が3,400件、監視率は54%になります。当協会においても会員施設への巡回・指導を行っておりますが、新施設の入会率が低下しており、保健所の更なる監視率の増強に向けた実施体制の強化策をご検討ください。	監視の実施体制の強化を図り、更なる監視率の増強に努めます。

No.	大項目	項目	区分	提出者	頁	意見・要望	本市の考え
7	第4 監視指導	4 許可を要しない食品製造施設等の監視指導 5 飲食イベントに対する衛生指導の推進	要望	団体	10	許可を要しない食品取扱施設や学校祭・地域の夏祭り等の営業に該当しない食品イベントにおける食品による事故を未然に防止するため、施設の把握と計画的な監視指導をお願いします。当協会としましても、地域に密着したイベントについて貴市と連携を図り、食の安全・安心の確保に努めてまいります。	市条例に基づき届出が行われた許可を要しない食品取扱施設に対する監視指導を強化します。学校祭、地域のお祭り等の飲食イベントはその開催の把握及び食品取扱者に対して衛生指導に努めております。地域の飲食イベントの衛生管理についてはご協力をお願いします。
8	第7 一斉取締り・予防啓発の実施	2 予防啓発の実施	要望	団体	17	昨年、冷凍ビーフカツを原因食品とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒が全国で発生しました。腸管出血性大腸菌O157による食中毒は、食肉の生食や不十分な加熱によりおこると言われています。当協会においても会員への注意喚起を行ってまいります。こうした事例を防ぐためには、消費者の生食肉に対する正しい知識も必要不可欠です。食品事業者への監視指導はもちろんですが、消費者への啓発にも益々力を入れていただくようお願いします。	食品事業者に対しては、監視指導計画に基づいた監視指導及び講習会における正しい知識の周知を通じて食中毒の予防を図っており、特に食中毒の発生しやすい時期に一斉監視を実施しております。消費者に対しては、食中毒の正しい知識習得のため、積極的に情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を行います。
9	第9 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進	3 評価制度の導入の推進	要望	団体	20	食品事業者による自主的な衛生管理を推進するため、貴市と協働で「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」を実施しております。当協会では、自主的衛生管理の根幹として「定期検便・食品検査・ふきとり検査・記録の作成等」の実施を積極的に推進しているところであり、その重要性は益々高くなると思われま。3段階評価となり、より取り組みやすくなった当制度を推進することで、自主的衛生管理の一層の充実を図るためのご支援ご協力を引き続きお願いします。	食品事業者の自主的な衛生管理を一層充実させるため、岡崎市食品衛生協会と協働して「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」の更なる普及促進に努めます。また、消費者においては、認定店を施設選択の一助となるよう、様々な方法で本制度の周知を図ります。
10			要望	団体	20	国際基準化に向けたHACCP方式による衛生管理の推進を図るために、より詳細な情報の提供、周知も合わせて、その実現に向けた監視指導をお願いします。	食品事業者に対して、講習会等を行い、HACCPの有用性を示し、導入の推進を図ります。また、HACCPの制度化に関する国の動向についても、積極的な情報提供に努めます。

No.	大項目	項目	区分	提出者	頁	意見・要望	本市の考え
11	第11 監視指導に従事する職員の資質の向上		要望	団体	21	大規模化・高度化・多様化する食品関係施設への監視指導に対応するため、職員の資質の向上を図る旨の記載があります。我々事業者にとって、食の安全を守り食中毒等の危害防止を図る上で、食品衛生監視員による科学的な根拠に裏付けられた指導は必要不可欠です。そのため、必要な監視指導に不足ない人員の確保、及び資質向上のための研修等の積極的な対応をお願いします。	食品衛生監視員の人員確保については、適正な人員数となるよう情勢を勘案し計画的に行います。また、国及び県などが開催する研修会や実地研修を通じて、技術習得、情報収集、食品衛生監視員の資質向上に努めます。
12	その他	その他	要望	団体		食中毒が発生した時には被害者への補償も大きな問題になります。重症化若しくは大規模化した場合には、営業者の補償能力を超えてしまい、行政に救済が求められることも起こっています。当協会としましては、「食中毒等発生時の補償は営業者が責任を負うもの」と考え、会員向けの補償制度への加入促進につきましてご配慮をお願いします。	岡崎市食品衛生協会の本市との食品衛生行政に対するご協力は、心強く感じています。機会をとらえ貴協会の周知を行います。